

入管法等改正法の概要等

保護すべき者を確実に保護

9月以内

1 「補完的保護対象者」認定制度

- 条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（紛争避難民など）
- 安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現

1年以内

2 在留特別許可制度の適正化

- 申請手続の創設
- 考慮事情を明示
- 不許可の理由を告知する規定の整備
- 在留特別許可と難民認定手続を分離

9月以内

3 難民認定制度の運用の見直し

〔衆議院における修正事項〕

- 面接における申請者の心情等への適切な配慮
 - 難民の出身国情報の充実
 - 難民調査官の調査能力の向上
- 〔法改正事項ではない事項〕
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化

1年以内

6月以内

その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請などに関する所要の改正

送還忌避問題の解決

1年以内

1 送還停止効の例外規定

- 現行法上、難民認定申請中は、何度でも、一律に送還が停止する（=送還停止効）ところ、その例外規定を創設
 - ・ 3回目以降の申請者
 - ・ 3年以上の実刑前科者
 - ・ テロリスト等
- 3回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止

2 罰則付きの退去等命令制度

- 現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、退去を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す
- ・ 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
 - ・ 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

3 自発的な帰国を促すための措置

- 摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（5年→1年）

収容を巡る諸問題の解決

1年以内

1 収容に代わる監理措置

- 監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める措置の創設
- 個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容か監理措置かを判断
- 本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定）
- 逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付
- 被収容者につき、3か月ごとに収容の要否を必要性的に見直す

2 仮放免の在り方の見直し

- 健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべきことを明記

3 適正な処遇の実施

- 常勤医師の兼業禁止を緩和
- 強制治療に関する規定(拒食対策)
- 制止要件の明記
- 3か月ごとの健康診断
- 職員への人権研修の実施 など

「補完的保護対象者」 認定制度について

難民

難民とは、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者又はそれを望まない者（＝「難民の地位に関する条約」（1981年加入）及び「難民の地位に関する議定書」（1982年加入）に該当する難民）

補完的保護対象者

補完的保護対象者とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たす者

補完的保護対象者の認定を受けた方が享受できる権利または利益

1. 安定した在留資格の付与

補完的保護対象者の認定を受けた方は、難民の認定を受けた方と同様、原則として在留資格「定住者」が付与されます。

2. 永住許可の要件の緩和

在留資格を有する外国人が永住許可を受けるためには、

(1) 素行が善良であること

(2) 独立の生計を営むに足りする資産又は技能を有すること

の2つの要件を満たし、かつその者の永住が日本国の利益に合すると認められなければならないとされていますが、補完的保護対象者の認定を受けた方は、このうち(2)の要件を満たさない場合であっても、法務大臣の裁量により永住許可を受けることができる場合があります。

3. 定住支援プログラムへの参加

補完的保護対象者の認定を受け、希望する方は、日本で自立して安定した生活を送ることができるようになることを目的とした定住支援プログラムに参加できる場合があります。

※補完的保護対象者の認定を受けた方は、難民の認定を受けた方が交付を受けられる難民旅行証明書の交付を受けることはできませんが、再入国許可書の交付を受けることはできます。

補完的保護対象者への支援について

補完的保護対象者認定制度の概要

2023年12月1日 受付開始

- 令和5年6月に成立した改正入管法により、「難民」の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が5つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見）であること以外の要件を満たす者を保護する「補完的保護対象者認定制度」を創設。
※ 紛争等による避難民のうち、本国に帰国した場合に迫害を受けるおそれのある者については補完的保護対象者認定制度の対象になると想定される。
- 補完的保護対象者の認定を受けた者には、条約難民と同様、原則として「定住者」の在留資格を付与。

補完的保護対象者への支援の概要

2024年4月 第1回開始

- 補完的保護対象者については、条約難民の定住支援プログラムと同程度の補完的保護対象者定住支援プログラムを提供。

補完的保護対象者定住支援プログラム

- ・日本語教育（572時限）
- ・生活ガイダンス（120時限）
- ※ 1時限 = 45分



定住支援プログラム受講中の支援

- ・補完的保護対象者宿泊施設の提供
- ・生活支援

- 上記のほか、ハローワークを中心とした就労支援、相談員による各種生活相談及びハンドブック等の配布による情報提供も実施。

定住支援プログラムの開催時期等

令和5年度				令和6年度												令和7年度	
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
制度施行 ・補完的保護対象者の認定 ・定住支援プログラム受講者の決定・準備等				昼間コース 第1回						昼間コース 第2回						昼間第3回	
				夜間コース 第1回												夜間第2回	

※ 定住支援プログラム開催時期は毎年4月、10月（夜間コースは4月開催のみ）とし、通所又はオンラインでの受講とする。